

見直し前後の面積要件等について（2 R 制度及び特定食品制度）

1 2 R 制度

現行		見直し後	
業種	面積要件	面積要件	提出データ
物品小売業	1 の店舗等の床面積の合計：500㎡以上 又は 店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	2 以上の店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	提出用エクセル B
飲食店業			
旅館業	1 の店舗等の床面積の合計：1,000㎡以上 又は 店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	1 の店舗等の床面積の合計：1,000㎡以上	提出用エクセル A
大学	全ての大学	全ての大学	提出用エクセル A

事業者単位に限定



事業所単位に限定



変更なし



2 特定食品制度

現行		見直し後	
業種	面積要件	面積要件	提出データ
食品小売業等	店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	2 以上の店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	提出用エクセル B
飲食店業			
旅館業・結婚式場業等		1 の店舗等の床面積の合計：1,000㎡以上	提出用エクセル A

事業者単位で規定



事業所単位で規定



【面積要件設定に係る基本的な考え方】

旅館業・結婚式場業など、施設ごとに管理実態が異なる事例が多いものは事業所単位で面積要件を設定し、物品小売業（食品小売業含む）や飲食店業チェーンなど、複数事業所で画一的な事業を行う事例が多いものは、事業者（複数事業所）単位で面積要件を設定

3 大規模制度

面積要件の変更なし（事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上）

提出データ：提出用エクセル A